

クラッシャイハウス芝浦 駐輪場使用細則

クラッシャイハウス芝浦 駐輪場使用細則

第1条 (趣旨)

この細則は、クラッシャイハウス芝浦管理規約（以下「規約」という。）第15条及び第18条の規定に基づき、クラッシャイハウス芝浦の駐輪場の使用及び管理に関し、必要な事項を定める。

第2条 (定義)

この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 一 占有者 | 規約第2条第三号に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。 |
| 二 共用部分等 | 規約第2条第七号に規定する共用部分及び附属施設をいう。 |
| 三 管理組合 | 規約第6条に規定するクラッシャイハウス芝浦管理組合をいう。 |
| 四 理事長 | 規約第38条に規定する理事長をいう。 |
| 五 総会 | 規約第42条に規定する総会をいう。 |
| 六 理事会 | 規約第51条に規定する理事会をいう。 |
| 七 区分所有者等 | 規約第67条第1項に規定する区分所有者若しくはその同居人をいう。 |
| 八 駐輪場使用者 | 管理組合からステッカーの交付を受けて駐輪場を使用する区分所有者等をいう。 |
| 九 ステッカー | 駐輪場の使用の承認を受けたことを証する駐輪場使用標章をいう。 |

第3条 (使用細則の効力及び遵守義務)

1. この細則は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。
2. 占有者は、区分所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負う。
3. 区分所有者及び占有者は、同居する者に対してこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

第4条 (駐輪場への駐輪義務等)

1. 区分所有者等は、その保有する自転車を駐輪場以外の敷地及び共用部分等に駐輪してはならない。
2. 駐輪場に駐輪することのできる自転車は、車輪がラック内に納まる自転車とし、一戸につき1台に限る。
3. 駐輪場の未使用区画又は空き区画については、管理組合が管理する。

第5条 (使用の申込等)

1. 区分所有者等は、駐輪場を使用しようとするときは、あらかじめ理事長に別記様式第1による書面を提出して申込をしなければならない。また、駐輪場の使用を中止しようとするときは、理事長に別記様式第2による書面を提出して申込を解約しなければならない。なお、区分所有者等は、駐輪場を使用しないときは、あらかじめ理事長に別記様式第3による書面を提出しなければならない。
2. 使用申込が占有者の場合は、当該戸の区分所有者経由で申込をしなければならない。

第6条 (使用の承認)

1. 理事長は、前条の申込が規約及びこの細則の規定に違反しないときは、遅滞なく、駐輪場の使用を承認する。
2. 前項の承認は、理事会が定める様式のステッカーを駐輪場使用者に交付することにより行う。
3. ステッカーの交付を受けた駐輪場使用者は、駐輪する自転車の車体の見やすい位置にこれを貼り付けて表示しなければならない。

第7条（駐輪場使用料）

1. 駐輪場使用者は、駐輪場使用料を、規約第60条第1項の規定により、当月分を前月27日までに一括して納入しなければならない。
2. 前項の駐輪場使用料は、1台あたり、2段式（上段）が月額100円、2段式（下段）が月額300円、スライド式が月額400円とし、使用期間が、その申込又は承認及び解約の時期により、1ヶ月に満たない場合であっても、一律の額とする。
3. 駐輪場使用料の額、賦課徴収方法その他の駐輪場の使用又は管理に関する事項（これらの変更に関する事項を含む。）について総会の決議があったときは、駐輪場使用者は、これに従わなければならない。

第8条（禁止事項）

1. 駐輪場使用者は、駐輪場に自転車の部品その他の物品を放置してはならない。

第9条（撤去等）

1. 第5条の使用の申込を解約した、または第6条の使用の承認を取り消された駐輪場使用者は、すみやかにステッカーを返却し、駐輪場から自転車を撤去しなければならない。
2. 区分所有者等が第4条、前条及び前項の義務を履行しない場合において、本項から第4項までに規定する措置以外の方法によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することによって区分所有者の共同の利益を著しく害することが明らかであるときは、管理組合は、自ら自転車及び残置物の移動その他の必要な措置を講じ、又は第三者をしてこれを講じさせることができる。
3. 前項の措置をとるには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないとときは当該措置をとる旨を示して、あらかじめ駐輪場及び所定の掲示場所に掲示して警告しなければならない。
4. 当該区分所有者等が前項の期限までにその義務を履行しないときは、理事長は、総会の決議を経て、当該措置をとる時期を示して、駐輪場及び所定の掲示場所に掲示することにより通知するものとする。
5. 管理組合は、前三項の規定による措置等の実施に備えるため、第3条、第4条、第8条及び本条に規定する事項を駐輪場及び所定の掲示場所にあらかじめ掲示しておかなければならぬ。

第10条（保管等の責任）

駐輪場における自転車の保管等は、駐輪場使用者の責任において行わなければならない。

第11条（事務の委託）

理事長は、この細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

第12条（細則外事項）

この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによる。

第13条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止には、総会の決議を経なければならない。また、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更をも経なければならない。

第14条（細則原本）

1. この細則を証するため、規約第72条に定める規約原本に添付した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2. 細則原本は理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面あるいは電磁的方法による請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
3. 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附 則

第1条（細則の発効）

この細則は、規約が発効する日から効力を発する。

第2条（臨時使用）

1. 理事長は、第4条第3項に基づき、駐輪場に未使用区画又は空き区画が生じた際に、2台目分以上の駐輪場の使用を希望する区分所有者等に対し、当該駐輪場を臨時使用させることができる。
2. 前項により、2台目分以上の駐輪場を使用している区分所有者等は、当該駐輪場の別記様式第3の不使用届を提出した区分所有者等が、第5条による当該駐輪場の使用を希望する申込を行った場合に、理事長から当該申込がなされた旨の通知を受けた日から1ヶ月以内に、当該駐輪場を明け渡さなければならない。

別記様式第1 使用申込書(第5条関係)

駐輪場使用申込書

____年____月____日

クラッシィハウス芝浦管理組合
理事長 殿

私は、駐輪場使用細則第5条の規定に基づき、この申込書により、次のとおり駐輪場の使用の申込をします。

申込者氏名_____印

住戸番号	号室
申込資格 (○で囲むもの。)	区分所有者 その他()
駐輪台数	台

※ 駐輪することのできる自転車は、一戸につき1台に限ります。

※ 駐輪場はラック式となっているため、構造上、左右の自転車とハンドル・カゴ等が接触する場合や、幼児用座席つき自転車や特殊な自転車が収納できない場合があります。

種別	区画番号	全長	全幅	全高	重量	台数	使用料(月額)
2段式上段 ラック用	上段 82~93	1670mm以上 1800mm以下	600mm 以下	1135mm 以下	20kg 以下	12台	100円
2段式下段 35kg対応	下段 前ラック 94~96・98~100・102~104・ 106~108・110~112	1800mm以下	600mm 以下	1135mm 以下	35kg 以下	10台	300円
スライド式 ラック	下段 後ラック 95~97・99~101~103~105~ 107~109~111~113	1800mm以下	600mm 以下	1220mm 以下	35kg 以下	10台	300円
2段式 ラック	上段 1~15・54~64~ 114~124	1670mm以上 1800mm以下	600mm 以下	1135mm 以下	20kg 以下	37台	100円
スライド式 ラック	下段 16~39~65~81~ 125~142	1800mm以下	600mm 以下	1135mm 以下	30kg 以下	59台	300円
スライド式ラック レンタサイクル用	40~53	1800mm以下	600mm 以下	制限なし	30kg 以下	14台	400円
(合計)						146台	

※ 駐輪場の空き区画については、管理組合が管理します。

管理組合使用欄

駐輪区画	ステッカー発行日

別記様式第2 解約申入書(第5条関係)

駐輪場使用解約書

____年____月____日

クラッシィハウス芝浦管理組合

理事長 殿

私は、クラッシィハウス芝浦の駐輪場を使用中のところ、この駐輪場使用申込を解約したいので、駐輪場使用細則第5条に基づき、この申入書により、次のとおり解約の申入をします。

住戸番号 _____ 号室

申入者氏名 _____ 印

駐輪場の表示(区画の番号)	第 ____ 番
---------------	----------

解約日	____年____月____日
-----	-----------------

※ 解約の申入は、解約日の1ヵ月前までにしなければなりません。

※ 解約日が属する月の1ヵ月分の駐輪場使用料を徴収します。

※ 自転車等を廃棄処分する場合は、自己の責任において処分して下さい。

別記様式第3 不使用届出書(第5条関係)

駐輪場不使用届出書

____年____月____日

クラッシャイハウス芝浦管理組合

理事長 殿

私は、クラッシャイハウス芝浦の駐輪場を使用いたしませんので、駐輪場使用細則第5条に基づき、この届出書により、次のとおり届出いたします。

なお、使用しない当区画の駐輪場を他の区分所有者等に臨時使用させることを承諾いたします。

住戸番号_____号室

申入者氏名_____印

使用しない駐輪場区画の番号	第_____番
---------------	---------

未使用開始日	____年____月____日
--------	-----------------

※ 未使用の申入の日が属する月の1ヵ月分の駐輪場使用料を徴収します。

※ 自転車等を廃棄処分する場合は、自己の責任において処分して下さい。

クラッシャイハウス芝浦 宅配ボックス使用細則

クラッシィハウス芝浦 宅配ボックス使用細則

第1条（趣旨）

この細則は、クラッシィハウス芝浦管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づきクラッシィハウス芝浦の宅配ボックスの使用及び管理に関し、必要な事項を定める。

この細則における用語の意義は、規約における用語と同一とする。

第2条（使用目的）

宅配ボックスは、区分所有者及び占有者（以下「居住者」という。）が不在の時、各種配達小荷物等を居住者に代わって預かり、一時保管するためのものである。ただし、72時間以上不在にする場合には、使用できないものとする。

第3条（受取り代行の承認）

居住者は、不在時の各種配達小荷物等の受取りを宅配ボックスが代行すること、及び宅配ボックスの発行する預り証をもって居住者の受領印に代えることを、あらかじめ承認する。

第4条（遵守義務）

居住者は、この宅配ボックス使用細則を遵守し、宅配ボックスメーカー及び保守会社が作成した利用マニュアルに沿った利用により、宅配ボックスのスムーズな運用を図らなければならない。

第5条（使用条件）

宅配ボックスの利用は居住者が不在の場合のみとし、在宅時には、各種配達物を居住者が直接授受することを原則とする。

第6条（保管の禁止）

次の各号に掲げる物は宅配ボックスに預け入れてはならない。

一 ボックスの規格以上の物

二 動物及び植物

三 発火・引火・爆発等の恐れのある危険物、劇薬、悪臭を発する物、及び不衛生な物

四 現金・株券・債券等の有価証券類、及び宝石・貴金属類

五 犯罪の用に供される恐れのある物、その他公序良俗に反する物

六 生鮮食料品、その他変質・腐敗しやすい物

但し、居住者が、生鮮食料品小売配達業者（[REDACTED]）へ注文した商品等が、宅配ボックスに入庫されてから24時間以内に取り出す場合を除く。

七 ボックスを汚損又は破損する恐れのある物

八 その他保管に適さないと認められる物

第7条（保管禁止物を入れた場合の処置）

保管品が前条に該当する疑いのあるときは、管理組合は、宅配ボックスを開扉の上、状況に応じ保管品を開封し調査を行うなどの処置をとることができる。

第8条（保管期間）

1. 居住者は、宅配ボックス内に荷物が保管されている旨の連絡があった場合には、速やかに荷物を引き取るものとする。
2. 保管期間は、原則として保管開始の時から72時間以内とする。これを超えた荷物については、滞留荷物として取り扱う。

第9条（滞留荷物の取り扱い）

滞留荷物が確認された場合、管理組合又は保守会社は、ポックスを開扉の上、状況により荷物の取り出し・保管・返却又は廃棄等の処置をとることができる。

第10条（通常管理及び保守）

宅配ボックスの管理・保守は管理組合の負担においてこれを行う。なお、これらの業務を管理会社・保守会社に委託することができる。

第11条（破損等による損害賠償）

居住者又はその関係人が、故意又は重大な過失により宅配ボックスを破損させた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第12条（管理組合による開扉・荷物の取り出し）

管理組合は、次の場合、宅配ボックスを開扉し、荷物を取り出すことができる。

- 一 滞留荷物が確認されたとき
- 二 保守・点検のとき
- 三 その他、管理組合が必要と認めたとき

第13条（事故による責任）

宅配ボックス内の保管品が変質・破損等の損害を受けた場合、居住者は配達業者に連絡の上、各自処理するものとする。この場合、管理組合・管理会社・保守会社はその責任を負わないものとする。

第14条（事務の委託）

理事長は、この細則に定める管理組合の業務又は事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

第15条（細則外事項）

この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによる。

第16条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止には、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

第17条（細則原本）

1. この細則を証するため、規約第72条に定める規約原本に添付した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
2. 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面あるいは電磁的方法による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
3. 理事長は、所定の掲示場所に細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附 則

第1条（細則の発効）

この細則は、規約が発効する日から効力を発する。

クラッシャイハウス芝浦 ペットの飼育に関する細則

クラッシャイハウス芝浦 ペットの飼育に関する細則

第1条 (趣旨)

1. クラッシャイハウス芝浦管理組合（以下「組合」という。）は、居住者の共同の利益を守り、快適な共同生活を維持するために、クラッシャイハウス芝浦管理規約（以下「規約」という。）第18条に基づき、つぎのとおりクラッシャイハウス芝浦ペットの飼育に関する細則（以下「細則」という。）を定める。この細則における用語の意義は、規約における用語と同一とする。
2. この細則は、クラッシャイハウス芝浦でペットを飼育する際に、その飼育者が厳に遵守しなければならないルールを明文化したものである。居住者は、この細則を遵守することを誓約できる場合のみ、ペットの飼育を認められる。もし、この細則に違反し、他の者に迷惑をかけた場合は、組合の理事長（以下「理事長」という。）の指示に従わなければならぬ。

第2条 (飼育可能なペットの種類と数)

1. 飼育可能なペットは、次のとおりとする。

(1) 犬及び猫

- ① 成長時おおむね体長70cm以内、かつ体高50cm以内、かつ体重15kg以内。
- ② 予防注射等法定の必要事項を満たしていること。
- ③ 闘犬を主目的とする等、共同住宅での飼育に適さないものは除く。
- ④ 1住戸あたり、犬又は猫で合計2匹までとする。

(2) 爬虫類（毒性を持たない種類や人に危害を及ぼさないものに限る）、小鳥、齧歯類（リス、ハムスター・ハツカネズミ等）、ウサギ等の小動物

- ① 他人に著しく不快感を与えないもの。
- ② 小動物は2匹、爬虫類、齧歯類は飼育容器又はケージ1個以内、小鳥は1籠以内。

2. 鳩類その他自治体条例等で飼育の許可を必要とする動物及び組合の指定する動物は、飼育してはならない。

3. 室内の水槽等の容器内で飼育する小型魚類等や他に迷惑や危険を及ぼす恐れのない小型昆虫類は、本規則の対象外とし、一般的な良識の範囲内で飼育できるものとする。（なお、水槽を設置する場合は、フローリングの遮音性能を確保するクッション材又は床暖房に影響を与える可能性があり、フローリングの変形・遮音性能の低下等の恐れがあるため、敷板を敷く等の処置を行ったうえで設置すること。）

4. 前各項の範囲内においても、他人に生活上支障又は危害を与える恐れのあるペットについては組合の判断により飼育できないものとする。

第3条 (適用除外)

本細則は、居住者等がその生活において必要とする身体障害者補助犬（「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定される盲導犬、聴導犬、介助犬をいう。）に関しては、適用を除外する。

第4条 (届出)

ペットの飼育を希望する者は、この細則の遵守を誓約し、第2条1-(1)のペットを飼育しようとする者は、ペット飼育届を理事長に届け出なければならない。

第5条 (遵守事項)

クラッシャイハウス芝浦の清潔で静かな住環境を保つために、ペットを飼育する際には、ペット飼育者は、以下の事項を守らなければならない。

- (1) ペットの生態を研究し、常に良好に飼育すること
- (2) 法で定められた予防注射及び登録を確実に行い、獣医師による健康診断、治療等を受け、飼育するペットを常に健康に保つこと

- (3) ペットの飼育は、専有部分内に限るものとし、バルコニー等の共用部分（バルコニー、サービスバルコニー、アルコーブ、廊下、通路・敷地等）で飼育しないこと
- (4) ペットを住戸の外の共用部分等や敷地に連れて出る場合は、必ず容器に入れるか抱きかかえることとし、散歩等をさせないこと
- (5) ペットと共にエレベーターを利用する際には、他の居住者等に配慮すること
- (6) ペットの排泄、ブラッシング又は洗浄は住戸内で行うこと
- (7) 異常な鳴き声や体臭で近隣を不快にすることがないよう責任をもって飼育管理し、必要に応じて去勢、不妊手術を施し、脱臭剤を使用すること
- (8) 24時間以上外泊等で不在にする場合は、ペットをペットホテル、知人宅等へ預けること
- (9) 居住する上下左右に位置する居住者等に対し十分に配慮すること
- (10) その他、誠意をもって清潔で快適なクラッシャウス芝浦の住環境を損なわないよう努力をはらうこと

第6条（損害賠償等）

ペットが居住者や近隣又は他のペットに損害を与えた場合には、そのペット飼育者は一切の責任を負い、誠意をもって状況を改善し、被害者に対しその損害を賠償するものとする。

第7条（違反者に対する措置）

- 1. 理事長は、この細則に違反するペット飼育者に対し、ペットの飼育についての改善・指示・指導・警告等の措置をすることができる。
- 2. 理事長は、居住者若しくは近隣からペットの飼育に関して苦情が生じた場合、当該苦情の原因を解明するために必要な調査を行い、当該苦情の原因となっているペット飼育者に対し、前項の措置をすることができる。
- 3. 理事長は、この細則に違反し、又は前二項の措置による改善・問題解決が認められず、居住者に著しく迷惑をかけたペット飼育者に対して、ペットの飼育届の受理及び許可を取り消すことができる。また、過去に善良なる飼育を怠った者に対して二度目の飼育を許可しないことができる。

第8条（事務の委託）

理事長は、この細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

第9条（細則外事項）

この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによる。

第10条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止には、総会の決議を経なければならない。また、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更をも経なければならない。

第11条（細則原本）

- 1. この細則を証するため、規約第72条に定める規約原本に添付した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
- 2. 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面あるいは電磁的方法による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 3. 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

第1条（細則の発効）

この細則は、規約が発効する日から効力を発する。

ペ ッ ト 飼 育 届

クラッシィハウス芝浦管理組合御中
理事長 殿

届出日： 年 月 日

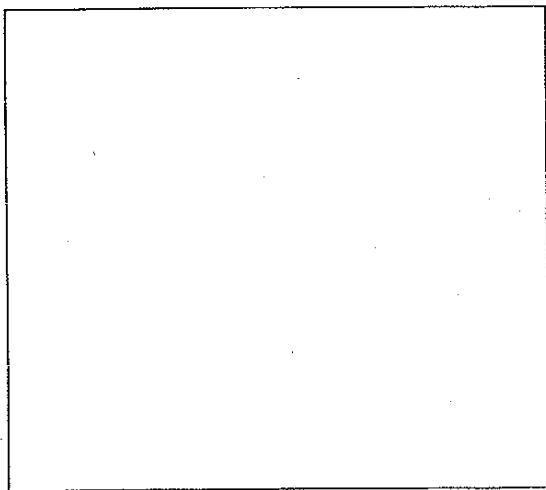
住 戸： _____ 号室

氏 名： _____ 印

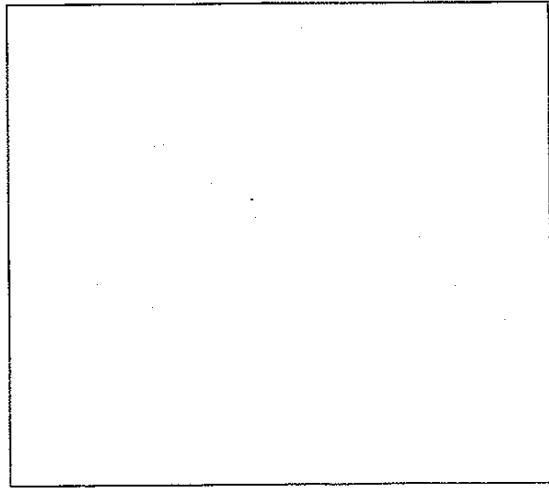
私は、本届出日現在、下記のペットを飼育しておりますのでお届け致します。

- 1) ペットの種類[犬、猫]
- 2) ハ の種別（プードル、ポメラニアン等）[]
- 3) ハ の性別[雄・雌]
- 4) ハ の愛称（名称）[]
- 5) ハ 取得年月[]
- 6) ハ 推定年齢[満・約 才]
- 7) ハ 写真（最近6ヶ月以内に撮影した鮮明なものを添付して下さい。）

①顔写真



②全体写真



私は、上記のペットの飼育について、クラッシィハウス芝浦ペットの飼育に関する細則第5条を遵守致します。ペットの飼育に関する細則に違反又は居住者等に迷惑をかけたときは、理事長の指示に従います。

クラッシャイハウス芝浦 防犯カメラ使用細則

クラッシャイハウス芝浦 防犯カメラ使用細則

第1条（趣旨）

この細則は、クラッシャイハウス芝浦管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、クラッシャイハウス芝浦の防犯カメラの使用及び管理に関し、必要な事項を定める。この細則における用語の意義は、規約における用語と同一とする。

第2条（運用）

1. テレビモニター等の機器は管理事務室に設置し、平時はテレビモニターを写さないものとする。ただし、規約第33条により業務を受託し、又は請け負った者が行う作動確認の作業については、除くものとする。
2. 本システムにより録画された画像は、防犯カメラ設置場所において、いたずら又は事件、事故等が発生した場合、管理組合役員2名以上において確認できるものとする。
3. 画像記録の観覧を希望する者は、「防犯カメラ画像記録観覧申請書」にて、管理組合に申請し、理事会の決議により、もしくは理事会が必要と判断した場合に限り（回覧による確認）、2名以上の管理組合役員の立会いのもと観覧できるものとする。
4. その他、緊急性があり、事故等の当事者及び関係者が再生確認を要求する場合においては、理事長が必要と認めた場合に限り、管理組合役員2名以上の立会いのもと観覧することができる。
5. 本システムにより録画された画像は、古い映像から消去、再録画を自動的に行なう。
6. いたずら又は事件、事故等が発生し、警察署等からの要求で画像データを提出する場合は、理事長が管理組合役員2名以上の同意を得て、提出するものとする。ただし、機器類の保守点検時に必要な確認の為の再生及び前項までの再生確認のための保守点検業者による作業は除く。
7. 上記以外の要求による画像データ確認及び提出については、理事会の決議において承認を得るものとする。ただし、機器類の保守点検時に必要な確認のための再生及び前項までの再生確認のための保守点検業者による作業は除く。
8. 運用上、本使用細則に沿えない不測の事態が生じた場合には、理事会において協議し、判断するものとする。

第3条（秘密の保持）

理事長及び役員そのほか画像記録を閲覧した者は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4条（禁止事項）

本システムにより録画された画像の個人的用途・目的での使用は認めない。

第5条（その他）

本システムの運用上の問題及び不明事項については、理事会において協議の上、判断する。

第6条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止には、総会の決議を経なければならない。また、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更をも経なければならない。

第7条（細則原本）

1. この細則を証するため、規約第72条に定める規約原本に添付した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
2. 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面あるいは電磁的方法による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
3. 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附 則

第1条（細則の発効）

この細則は、規約が発効する日から効力を発する。

防犯カメラ画像記録観覧申請書

申請日 年 月 日

クラッシィハウス芝浦 管理組合
理事長殿

クラッシィハウス芝浦 号室

氏名 印

電話番号

私は下記の理由により、当マンション設置の防犯カメラの画像記録を観覧したく、申請いたします。
(申請理由)

(理事会使用欄)

上記申請を(認めます・認めません)

画像観覧予定日 年 月 日

理事会役員の押印又は署名(必ず号室も付記) 許可・不許可を記載

| 号室 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 許可・不許可 |

(理事会使用欄)

年 月 日に画像観覧に立ち会いました。

理事会役員の押印又は署名(必ず号室も付記)

| 号室 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | |

※申請書の保存期間 申請日より1年間

クラッシャイハウス芝浦 レンタサイクル使用細則

クラッシィハウス芝浦 レンタサイクル使用細則

第1条（趣旨）

この細則は、クラッシィハウス芝浦管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、クラッシィハウス芝浦のレンタサイクルの使用及び管理に関し、必要な事項を定める。
この細則における用語の意義は、規約における用語と同一とする。

第2条（定義）

レンタサイクルとは、管理組合が所有する自転車（電動アシスト自転車：4台）で、クラッシィハウス芝浦の居住者に貸出す自転車をいう。

第3条（細則の効力及び遵守義務）

1. この細則は、区分所有者の包括継承人及び特定継承人に対しても、その効力を有する。
2. 占有者は、区分所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対しても、この細則に定める事項を遵守させなければならない。

第4条（使用制限）

レンタサイクルを使用することができる者は、クラッシィハウス芝浦に現に居住する区分所有者又は占有者（区分所有者又は占有者が法人の場合、その役員又は従業員を含む。）及びその家族（以下「使用者」という。）に限るものとする。

第5条（使用及び使用時間等）

1. 使用者は、レンタサイクルを使用する場合、宅配ボックス認証キーを使用し、宅配ボックス内の所定のボックスに収納してある鍵及びバッテリーを持ち出し、使用する。
また、レンタサイクルは、先着順で使用できるものとする。
2. レンタサイクルは24時間いつでも使用可能とする。但し、1回あたりの使用時間は6時間以内とする。なお、通勤、通学には使用できないものとする。
3. 使用者は、レンタサイクルの使用終了後直ちに、レンタサイクルを所定の駐輪場所に返却し、鍵及びバッテリーを宅配ボックス内の所定のボックスに返却しなければならない。
4. 修理中、整備中及び管理組合が指定する日は、レンタサイクルは使用不可とする。

第6条（使用料）

レンタサイクル使用料は無料とする。

第7条（遵守事項）

使用者は、レンタサイクルを使用するにあたり、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に必ず次の各号に掲げる利用点検等を行い、各部位が正常に機能し、安全に走行できるか確認すること。
— ハンドルの作動やバッテリーの充電状態

- 二 サドルの調整
- 三 ブレーキの効き具合
- 四 タイヤの空気圧
- 五 ペダル及びチェーンの緩み等
- 六 その他、レンタサイクルの走行に必要な安全点検等

- (2) 何らかの異常（パンク、部品交換を要するもの等を含む。）がある場合は直ちに管理事務室に必ず申し出ること（パンク、部品交換を要するレンタサイクルの異常等の修理費用は、原則として管理組合の負担とする。）
- (3) 駐輪場の出入口付近等では歩行者優先・徐行を徹底すること
- (4) 駐輪にあたっては、常に整理整頓を心がけること
- (5) 第三者にレンタサイクルを使用させないこと
- (6) レンタサイクルには、いかなる工作、改造も行わないこと
- (7) 外出先では、必ずレンタサイクルに施錠をすること
- (8) その他、管理組合にて指示・告示する事項を遵守すること

第8条（違反者に対する措置）

理事長は、使用者がこの細則に違反し、又は違反するおそれのあるときは、当該使用者に対しその使用を中止させ、あるいは今後の使用を禁止することができる。

第9条（原状回復義務）

- 1. 使用者の故意又は過失により、レンタサイクルを損傷、毀損もしくは紛失したときは、直ちに理事長又は理事長の指定する者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- 2. 前項に掲げる場合、原則として当該使用者は自己の責任において修復もしくは弁償し、その修復や弁償に要する費用を負担するものとする。

第10条（事務の委託）

理事長は、この細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

第11条（細則外事項）

この細則に定めなき事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによるものとする。

第12条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。但し、この細則の変更又は廃止が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければこの細則を変更又は廃止をすることができない。

第13条（細則原本）

- 1. この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
- 2. 細則原本は理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、

場所等を指定することができる。

3. 理事長は、所定の掲示場所に細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附 則

(細則の施行)

第1条 この細則は、規約の効力を発する日から効力を発する。

クラッシャイハウス芝浦 来客用駐車場使用細則

クラッシィハウス芝浦 来客用駐車場使用細則

第1条（趣旨）

この細則は、クラッシィハウス芝浦管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、クラッシィハウス芝浦の来客用駐車場の使用及び管理に関し、必要な事項を定める。この細則における用語の意義は、規約における用語と同一とする。

第2条（来客用駐車場の使用者）

来客用駐車場を使用することができる者は、原則として、クラッシィハウス芝浦の居住者の来客者等に限る。その他やむを得ない事由により、理事長の認める者も、使用することができる。

第3条（使用申込み）

1. 来客用駐車場の使用を希望する居住者（区分所有者、占有者）は、予め別記様式1による書面（以下「申込書」という。）を提出して、管理組合に申込むものとする。申込みをした来客用駐車場の使用日時を変更しようとするときも、同様とする。
2. 申込みの受付は、管理事務所にて使用希望日の前月1日9:00から先着順受付とする。
3. 申込みの受付は、原則として使用希望日の3日前までに管理員の勤務時間内に申し込むものとする。

第4条（車両の限定）

来客用駐車場に駐車出来る車両は下表に定められた制限を超えてはならず、また、当該区画内で駐車した車両に乗り降りができる大きさの車両とする。

	来客用駐車場
台数（台）	1
全高（mm）	2,050
全長（mm）	5,300
全幅（mm）	1,900
重量（kg）	2,300
最低地上高（mm）	100

第5条（車両等の管理）

駐車した車両の管理については、申込書に記載した居住者が、その責任と負担において行うものとし、駐車した車両に係わる損害等が生じても、管理組合及び管理会社は一切その責を負わない。また、車両の駐車場への入出庫時に、駐車場近傍に損傷を与えた場合は、その損傷を居住者の責任と負担において原状に復するものとする。

第6条（使用許可の取消し及び解除）

申込書を提出した居住者に対し、次に掲げる各号に該当するときは、管理組合は当該駐車場の使用を取り消し、又は以降の使用許可を与えないことができる。

- 一 本使用細則の各条項に違反し、管理組合が行う勧告に従わなかつたとき
- 二 管理組合に無断、又は許可された駐車時間を超えて来客用駐車場に駐車したとき

第7条（使用要領）

居住者は、次の各号に定める使用要領を遵守しなければならない。

- 一 連続して24時間を超えて使用しないこと。但し、管理組合が認める場合は、この限りでない。
また、申込時の使用時間を超えないこと。
- 二 申込書記入の使用開始時間から30分を経過しても使用されていない場合は、使用をキャンセルしたものとみなされても異議を申し立てないこと
- 三 使用料と引き換えに管理員より当該駐車場を使用するための備品を受取り、使用後は速やかに返却するものとする。

第8条（使用料）

1. 来客用駐車場使用者は、使用料の支払いについて、別に定めるところにより、第3条第2項の申込み時から使用開始日の3日前までに、管理組合（管理事務所経由）に納入するものとする。
2. 来客用駐車場使用者は、第9条2項の規定により申込をした来客用駐車場の使用を取消した場合には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、キャンセル料を支払うものとする。
3. 使用料又はキャンセル料の額、賦課徴収方法その他の来客用駐車場の管理又は使用に関する事項（これらの変更に関する事項を含む。）について、管理組合総会の決議があったときは、来客用駐車場使用者は、これに従わなければならない。
4. 使用料は、規約第27条に定める費用に充当するものとし、実際の使用時間が申込み時の使用時間より短かった場合の使用料の精算は行わず、来客用駐車場使用者は、納付した使用料の返還請求をすることができない。

第9条（使用の取り消し等）

1. 第3条第1項後段に規定する場合には、理事長は、申込をした来客用駐車場の使用を取消したものとしてその処理を行い、同項の規定による変更の申込は、あらたな使用の申込として取り扱うものとする。
2. 来客用駐車場使用責任者は、来客用駐車場の使用の申込をした後にその使用をしないこととなったときは、理事長に対し、速やかに申込をした来客用駐車場の使用を取消す旨の申し出をしなければならない。

第10条（事務の委託）

理事長は、この細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

第11条（細則外事項）

この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによる。

第12条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止は、管理組合総会の決議を経なければならない。但し、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、この細則の変更又は廃止をすることができない。

第13条（細則原本）

1. この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
2. 細則原本は理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
3. 理事長は、所定の掲示場所に細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附 則

第1条（細則の発効）

この細則は、管理規約の効力が発する日から効力を発する。

第2条（使用料及びキャンセル料）

この細則第8条に定める来客用駐車場使用料、キャンセル料は、総会でその額が決定するまでは、次のとおりとする。

使用時間	使用料	キャンセル料
3時間未満の使用	300円	使用日の前日まで：0円 使用日の当日：100%
6時間未満の使用	500円	
12時間未満の使用	1,000円	
24時間未満の使用	1,500円	

別記様式第1 来客用駐車場使用申込書（第3条第1項、第9条第2項関係）

来客用駐車場使用（申込書、変更・取消届）

_____年____月____日

クラッシィハウス芝浦管理組合
理事長 殿

私は、来客用駐車場使用細則第3条第1項、第9条第2項の規定に基づき、次のとおり
来客用駐車場の使用の（申込・変更・取消）をします。

申込者（区分所有者）氏名_____印

一、住戸番号_____号室

二、駐車する自動車（判明している範囲で）

車名	_____	排気量	CC
全長	mm	全幅	mm
全高	mm		

三、駐車日時

月 日（ ）：～： 計 時間
料金 円

- ※ マンション敷地内での損害については、対人・対物、自損・他損を問わず、管理組合は一切の責任を免れます。損害への補償は、当該駐車車両加入の自動車保険を適用するものとします。
- ※ 来客用駐車場使用料は、管理組合への申込時に来客住戸の区分所有者（占有者）が前払にて納入するものとします。
- ※ 変更の申込の場合、当初の申込内容は、この書面を提出することにより、取り消しがあったものとします。

クラッシャイハウス芝浦

マンションエネルギー管理システム使用細則

クラッシィハウス芝浦 マンションエネルギー管理システム使用細則

第1条（趣旨）

クラッシィハウス芝浦管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、クラッシィハウス芝浦のマンションエネルギー管理システム（以下「MEMS」という。）の使用・維持・管理及び組合員のサービス加入について、必要な事項を定める。この細則における用語の意義は、規約における用語と同一とする。

第2条（目的）

MEMS は、電気消費量（従量）の 10% 低減を目標としたシステムで、MEMS 及び設備にかかる補助金交付の要件（以下、かかるシステム及び設備を「補助対象設備」といい、専有部分に設置される ECHONET Lite 規格を搭載した家電を制御することが可能な管理制御機器（HEMS 制御機器）とその付属品を含む。）を満たすこととする。

第3条（補助対象設備の使用・維持・保守）

管理組合は、[REDACTED]（以下「MEMS アグリゲータ」という。）から貸与された専有部分の補助対象設備及び共用部分の補助対象設備につき、その処分制限期間の間、補助金の交付目的にしたがって適切に管理しなければならない。

- 一. 各住戸の区分所有者又は占有者のうち、MEMS サービスの申込みを行った者（以下「利用者」という。）は、HEMS 制御機器とその付属品（以下、総称して「HEMS 制御機器」という。）を使用することができる。
- 二. 管理組合、各住戸の利用者は、HEMS 制御機器を処分制限期間の間、処分・譲渡・販売等することはできない。また、管理組合は、処分制限期間内に共用部分の補助対象設備を処分・譲渡・販売等しようとする場合、国、当該補助金の基金設置団体、事務執行団体（以下「執行団体等」という。）のいずれかから、予めその承認を得なければならない。
- 三. 管理組合及び利用者は、処分制限期間の間に補助対象設備に故障等が生じた場合、速やかに修理・交換を行い補助金の交付目的にしたがって使用するものとする。

第4条（エネルギー管理支援サービスについて）

利用者は、原則として、MEMS アグリゲータが提供する MEMS サービスについて、以下の各号の定めに同意の上、サービスに加入しなければならない。

- 一. サービスの加入期間は 1 年以上とし、入居後速やかにサービス加入することとする。

- 二. サービス加入の期間中において執行団体等が求めた場合、MEMS アグリゲータは、管理組合・利用者の電力使用状況を含むエネルギーの使用状況を執行団体等に報告する場合がある。
- 三. 執行団体等は、MEMS アグリゲータから報告されたエネルギーの使用情報について、統計的な処理等を行った上で公表することがある。

第5条（承継人及び占有者への説明と同意取得）

組合員は、専有部分を売買・賃貸に供する場合、この細則を販売或いは賃貸契約時の重要事項として説明し、その同意を得ることとする。ただし、第4条については、当該専有部において既に1年以上のエネルギー管理支援サービスの加入実績がある場合、その限りではない。

第6条（事務の委託）

理事長は、この細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

第7条（細則外事項）

この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによる。

第8条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止には、総会の決議を経なければならない。また、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更をも経なければならない。

第9条（細則原本）

1. この細則を証するため、規約第72条に定める規約原本に添付した細則を1通作成し、これを細則原本とする。
2. 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面あるいは電磁的方法による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
3. 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附 則

第1条（細則の発効）

この細則は、規約が発効する日から効力を発する。

確定

クラッシャイハウス芝浦管理組合

駐車場使用細則改定

※条文新設

第19条（空き区画の臨時使用）

来客用駐車場の使用を希望する居住者（区分所有者、占有者）が、使用を希望した時点で既に来客用駐車場が申込み済みであった場合、駐車場に空きがある場合に限り、臨時に来客用駐車場として申込み、使用ができるものとする。

この来客用としての使用申込みは、使用希望日の2週間前から先着順受付とし、その他の規定については、クラッシャイハウス芝浦 来客用駐車場使用細則の規定を準用するものとする。

2017年7月23日改定

クラッシィハウス芝浦 管理規約および使用細則の一部改定

- ・管理規約第12条（専有部分の用途）の変更 【施行日：2017年11月19日】

現行管理規約	新管理規約
<p>第12条（専有部分の用途）</p> <p>区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。</p>	<p>第12条（専有部分の用途）</p> <p>区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。</p> <p>また、区分所有者は、その専有部分の全部又は一部を次の各号に掲げる用途に供してはならない。</p> <p>一 不特定の者を対象として宿泊や滞在の用に供すること</p> <p>二 不特定の者を対象とした居住目的や消防法または建築基準法等の関係法規に抵触する不正なシェアハウス等に供すること。</p> <p>三 運営事業者を介し、複数の人に共有させ、生活の用に供すること。</p> <p>2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。</p> <p>3 区分所有者は、その専有部分を時間貸し、レンタルルーム等に使用してはならない。</p>

- ・使用細則の追加（第21条新設）【施行日：2017年11月19日】

現行使用細則	新使用細則
<p>第1条～第20条（省略）</p>	<p>(条文新設)</p> <p>第21条（専有部分の短期貸出し（時間貸しを含む）に関する募集行為等の禁止）</p> <p>区分所有者は民泊・時間貸しのあっせん業者の利用や、インターネット等の広告媒体を利用及びウェブサイト等への登録、掲出等の行為により、専有部分を短期で借受ける者を募集してはならない。</p>

確定

クラッシィハウス芝浦管理組合

駐車場使用細則改定

※条文新設

第19条（空き区画の臨時使用）

1. (省略)
2. 駐車場に空きがある場合に限り、本物件の設備点検業務、清掃業務等を行う業者に、業務実施の間、空き区画を臨時使用させることができる。この場合の駐車場使用料はクラッシィハウス芝浦 来客用駐車場使用細則の規定を準用するものとする。

第20条（占有者の使用）

第3条の規定にかかわらず、占有者（居住者）においても駐車場使用契約を締結し駐車場を使用することができるものとする。

2018年4月22日改定
